

高知県小学生バレーボール連盟役員改正についての内規（2010 改正）

高知県小学生バレーボール連盟

- ※ 1 1 月末日までに、各ブロックで、役員候補者について、話し合っておく。
各ブロック代表役員候補者選考委員と新役員候補者の重複は妨げない。
- 1 各ブロックから選出された役員選考委員（各ブロック 1 名）に常務理事会から推薦された 3 名を加えて、計 8 名で役員選考委員会（以下委員会という）を作る。
委員会委員長は事前に常務理事会推薦選考委員の 3 名の中から選出しておく。
理事長が会の召集を行う。
理事長は委員会に参加し、その円滑な運営に尽くす。しかし、会の議決には関与しない。
委員会の議決は、全会一致を原則とする
※役員選考順 「1 名の会長」→「2 名の副会長」→「1 名の理事長」→「各委員会委員長」
→「会計」→「監査」
 - 2 役員選考委員会・・・1 2 月中に行う
委員会は、理事総会で報告する「1 名の会長」「2 名の副会長」「1 名の理事長」
「各委員会委員長」「会計」「監査」の候補者を選出し、各候補者の承諾を得て、新役員を決定する。

理事総会（2 月）に報告、承認後、役員選出選考委員会は解散。
 - 3 「副理事長」は理事長が、「各委員会副委員長」（各委員会委員）は各委員長が推薦し、総会後に開かれる第 1 回常務理事会で決定する。
 - 4 県小学生バレーボール連盟から出る、以下の理事は、2 月総会後に行われる第 1 回常務理事会で、選出・決定される。
高知県バレーボール協会派遣役員
会長と理事長、そして常務理事の中から推薦された 2 名 計 4 名
高知県バレーボール協会理事
理事の中から数名選出（県理事総会に出席可能なものの中から）
日本小学生バレーボール連盟評議委員には、理事長を選任。
四国小学生バレーボール連盟高知県役員には、
会長と理事長、そして常務理事より推薦された 2 名
及び会計の計 5 名を選任

付 則 本規則は、2010 年 6 月 6 日 より実施する。